

【28 釈 文】碓氷関所附五料村要害改め証文

(寛延二年：一七四九)

奉ニ差上ニ一札之事

一 当村之儀者、碓氷御関所附御要害山改村

二 而御座候間、御関所御要害山後通江、女者不レ及レ

申、男たりといへ共、他領之者先規より相改

入不レ申候、向後共ニ猶又百姓江茂申付置、先

規之通弥相守可レ申候、仍証文如レ件

五料村組頭

六左衛門 印

同 伊左衛門 印

同 甚兵衛 印

寛延二年巳六月 同 弥兵衛 印

同 市右衛門 印

同 彦右衛門 印

同 惣左衛門 印

同村名主

平兵衛 印

同 金左衛門 印

碓氷

御関所

【28 読み下し文】

差し上げ奉(たてまつ)る一札の事

一 当村の儀は、碓氷御関所付き御要害(ようがい)山改め村

にて御座候間、御関所御要害山後ろ通りへ、女は申すに及ばず、

男たりといえ共、他領の者先規(せんき)より相改め

入れ申さず候、向後(こうご)共に猶又百姓へも申し付け置き、先

規の通り弥(いよいよ)相守り申すべく候、仍(よつ)て証文、件の如し

五料村組頭

六左衛門 印

同 伊左衛門 印

同 甚兵衛 印

同 弥兵衛 印

同 市右衛門 印

同 彦右衛門 印

同 惣左衛門 印

同村名主

平兵衛 印

同 金左衛門 印

碓氷

御関所